

令和2年3月3日

病院長

慢性疾患等を有する定期受診患者さんの電話を用いた診療や処方箋の取り扱いについて

日光医療センターでは、新型コロナウィルス感染拡大防止を目的に、下記に該当する患者さんについては電話を用いて医師が診察したうえで、処方箋を発行することといたします。

なお、処方箋は患者さんの同意を得たのち、病院からファクシミリにより調剤薬局に送付します。

I. 電話による処方箋該当の患者さん

- (1) 慢性疾患等を有する定期受診の方でお薬の変更がない方
(ただし、前回の受診から半年以上経過している方は該当しません。)

II. 来院のうえ医師の診察を受ける必要のある患者さん

- (1) 初診の方
- (2) 通常受診している症状と異なる症状の場合
- (3) 怪我などで処置等が必要な方
- (4) 症状などを聞きして対面診療が必要と判断した方

※ 新型コロナウィルスへの感染者との濃厚接触が疑われる方や疑似症を有し新型コロナウィルスへの感染を疑う方については、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

III. 電話による医師の診察時に確認させていただきたい事項です。

- (1) 患者が希望する薬局名について(患者さんの同意の確認が必要となります。)
- (2) 患者の症状、状態に関する内容について

<ご留意事項について>

- (1) 当該患者さんの処方箋の原本は、病院から当該調剤薬局へ送付させていただきます。
- (2) お会計は次回来院時に行いますので、総合受付カウンターにお越しください。

以上